

(資料8)

選挙公営（公費負担）の手引き【別冊】
公費負担諸様式の記載例

四万十町選挙管理委員会

目次

1 選挙運動用自動車

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	1
・ 選挙運動用自動車運送契約書 (参考様式 1)	2
・ 選挙運動用自動車使用契約届出書 (様式第 1 号)	3
・ 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (様式第 10 号)	4
・ 請求書 (様式第 13 号)	5
・ 請求内訳書 (様式第 13 号 (別紙 1))	6
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者以外 (自動車の貸与者、燃料の供給者及び運転手)との個別契約による場合	7
・ 選挙運動用自動車賃貸借契約書 (参考様式 2)	8
・ 選挙運動用自動車用燃料売買契約書 (参考様式 3)	9
・ 選挙運動用自動車運転手雇用契約書 (参考様式 4)	10
・ 選挙運動用自動車使用契約届出書 (様式第 1 号)	11
・ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 (様式第 4 号)	12
・ 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (様式第 10 号)	13
・ 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) (様式第 10 号の 2)	14
・ 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) (様式第 10 号の 3)	15
・ 請求書 (様式第 13 号)	16
・ 請求内訳書 (1) 自動車の借入れ (様式第 13 号別紙 2)	17
・ 請求書 (様式第 13 号)	18
・ 請求内訳書 (2) 燃料代 (様式第 13 号別紙 2)	19
・ 請求書 (様式第 13 号)	20
・ 請求内訳書 (3) 運転手 (様式第 13 号別紙 2)	21

2 選挙運動用ビラの作成

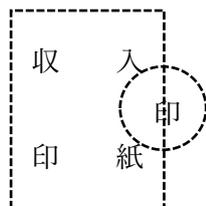
・ 選挙運動用ビラ作成請負契約書 (参考様式 5)	23
・ 選挙運動用ビラ作成契約届出書 (様式第 2 号)	24
・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 (様式第 5 号)	25
・ 選挙運動用ビラ作成証明書 (様式第 11 号)	26
・ 請求書 (様式第 14 号)	27
・ 請求内訳書 (様式第 14 号別紙)	28

3 選挙運動用ポスターの作成

・ 選挙運動用ポスター作成請負契約書（参考様式 6）	3 0
・ 選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第 3 号）	3 1
・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第 6 号）	3 2
・ 選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 12 号）	3 3
・ 請求書（様式第 15 号）	3 4
・ 請求内訳書（様式第 15 号別紙）	3 5

1 選挙運動用自動車

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合



選挙運動用自動車運送契約書

使用者（候補者 **四万十 太郎**）（以下「甲」という。）と一般乗用旅客自動車運送事業者 **株式会社 ○○○○**（以下「乙」という。）とは、令和 8 年 4 月 1 2 日執行の四万十町議会議員補欠選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり運送契約を締結する。

1 乙は、甲が使用する選挙運動用自動車を運送し、甲は、これに対して使用料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により四万十町に帰属することとならない場合においては、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を四万十町長に対し請求するものとする。

2 自動車の種類 **小型乗用自動車**

3 車 名 **○○○○○**

4 自動車登録番号 **高知 3 3 3 わ 1 2—3 4**
又は車両番号

選挙運動期間であること

5 自動車の使用期間は、**令和 8 年 4 月 7 日から令和 8 年 4 月 1 1 日**までとする。

6 使用料は 1 日につき金 **6 3, 0 0 0** 円（消費税相当額を含む。）とし、
総額金 **3 1 5, 0 0 0** 円とする。

7 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日 契約は告示日前でも可能

甲 住 所 **高知県高岡郡四万十町○○番地○**

(候補者)

住所・氏名は
候補者届出と一致

氏 名 **四万十 太郎**

戸籍名を記入

印

乙 住 所 **高知県高岡郡四万十町□□番地**

(名称及び代表者)

氏 名 **株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○**

印

備 考

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載のとおり住所、氏名等を記載し、印章についても、この契約書に押印したものを使用すること。
- 2 町費負担の対象となるのは、立候補の届出の日から選挙期日の前日（無投票の場合は、無投票となった日）までの期間中の運送につき、基準内の単価で積算した金額であること。また、選挙運動に使用できる自動車は、候補者一人につき一台に限られること。
- 3 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者は、町長に対して請求することができないこと。

様式第1号（第1条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

届出日を記載
(告示日以降の日)

令和8年4月7日

四万十町選挙管理委員会委員長 様

令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年4月1日	高知県高岡郡四万十町□□番地 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○	4月7日 ～ 4月11日	315,000円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	内容		備考
		契約書と同一の内容を記載すること	契約金額	
自動車の借入れ			円	
運転手の雇用			円	
			円	
燃料代			円	

- 注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。
- 5 契約数に応じて行を追加してください。

証明日を記載
(使用最終日以降の日)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和8年4月14日

四万十町選挙管理委員会委員長 様

令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎
戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	高知県高岡郡四万十町□□番地 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 高知333わ12-34	令和8年4月7日	63,000円	
〃	令和8年4月8日	63,000円	
〃	令和8年4月9日	63,000円	
〃	令和8年4月10日	63,000円	
〃	令和8年4月11日	63,000円	

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運営事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、四万十町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
- (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合における候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、四万十町に支払を請求することはできません。

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和8年4月17日

選挙期日後の日付

四万十町長 中尾 博憲 様

住所 高知県高岡郡四万十町□□番地

氏名（又は名称） 株式会社 ○○○○ ⑧

（法人にあっては代表者の氏名） 代表 ○○ ○○

1 請求金額 315,000 円

公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

4 候補者の氏名 四万十 太郎

戸籍名

5 振込先口座

口座開設金融機関名	預金の種類	口座番号
○○銀行 ○○支店	普通・当座	○○○○○○○
フリガナ	△△△△ △△△△	
口座名義人	○○ ○○	

※ この請求について連絡先をご記入ください。

電話番号	○○○○-○○-○○○○	事務担当者	○○○○
------	--------------	-------	------

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、四万十町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年4月7日	63,000円	64,500円	63,000円	
令和8年4月8日	63,000円	64,500円	63,000円	
令和8年4月9日	63,000円	64,500円	63,000円	
令和8年4月10日	63,000円	64,500円	63,000円	
令和8年4月11日	63,000円	64,500円	63,000円	
計			315,000円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙期間中の日付を記入

契約書と一致

請求書の請求金額と一致

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者以外（自動車の貸与者、燃料の供給者及び運転手）との個別契約による場合

戸籍名を記載

選挙運動用自動車賃貸借契約書

賃借人（候補者 四万十 太郎）（以下「甲」という。）と貸貸人 株式会社 ○○○○（以下「乙」という。）とは、令和8年4月12日執行の四万十町議会議員補欠選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、甲は、これに対して賃料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により四万十町に帰属することとならない場合においては、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を四万十町長に対し請求するものとする。

(1) 車 種 小型乗用自動車 選挙運動期間内であること

(2) 自動車ナンバー 高知 333 わ1234

2 自動車の賃貸借期間は、令和8年4月7日から令和8年4月11日までとする。

3 賃貸借料は1日につき金 15,000 円（消費税相当額を含む。）とし、
総額金 75,000 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

契約は告示日前でも可能

甲 住 所 高知県高岡郡四万十町○○番地○

(候補者)

住所・氏名は
候補者届出と一致

氏 名 四万十 太郎 戸籍名を記入

印

乙 住 所 高知県高岡郡四万十町□□番地

(名称及び代表者)

氏 名 株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○

印

備 考

- 1 貸貸人が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記されたとおりの住所、氏名等を記載し、印章についても、この契約書に押印したものを使用すること。
- 2 町費負担の対象となるのは、立候補の届出の日から選挙期日の前日（無投票の場合は、無投票となった日）までの期間中の賃貸借につき、基準内の単価で積算した金額であること。また、選挙運動に使用できる自動車は、候補者一人につき一台に限られること。
- 3 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、貸貸人は、町長に対して請求することができないこと。

選挙運動用自動車用燃料売買契約書

戸籍名を記載

買主（候補者 四万十 太郎）（以下「甲」という。）と売主 株式会社 ○○○○（以下「乙」という。）とは、令和8年4月12日執行の四万十町議会議員補欠選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間、燃料を供給し、甲は、これに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により四万十町に帰属することとならない場合においては、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を四万十町長に対し請求するものとする。

(1) 燃料の種類 レギュラー

(2) 燃料を供給する自動車の自動車ナンバー 高知 333 わ 1234

(3) 期間 令和8年4月7日 から 令和8年4月11日まで

2 売買代金は1Lにつき金 170 円（消費税相当額を含む。）と 総供給量を乗じて得た金額とする。

選挙運動期間内であること

3 乙は、甲に対して燃料を供給したときは、甲に給油伝票（供給年月日、自動車ナンバー、供給量、及び供給金額が記載された書面をいう。）を手交するものとする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

契約は告示日前でも可能

甲 住所 高知県高岡郡四万十町○○番地○

(候補者)

住所・氏名は
候補者届出と一致

名 四万十 太郎

戸籍名を記入

印

乙 住所 高知県高岡郡四万十町□□番地

(名称及び代表者)

氏 名 株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○

印

備考

- 1 売主が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載されたとおりの住所、氏名等を記載し、印章についても、この契約書に押印したものを使用すること。
- 2 町費負担の対象となるのは、立候補の届出の日から選挙期日の前日（無投票の場合は、無投票となった日）までの期間中に供給した燃料につき、基準内の単価で積算した金額であること。
- 3 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、売主は、町長に対して請求することができないこと。

戸籍名を記載

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

雇用人（候補者 **四万十 太郎** ）（以下「甲」という。）と被雇用人 **〇〇 〇〇**（以下「乙」という。）とは、令和8年4月12日執行の四万十町議会議員補欠選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により四万十町に帰属することとならない場合においては、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動期間内であること 例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を町長に対し請求するものとする。
- 2 運転手の雇用期間は、令和8年4月7日から 令和8年4月11日までとする。
- 3 報酬の額は1日につき金 **12,000** 円とし、総額金 **48,000** 円とする。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

契約は告示日前でも可能

甲 住 所 **高知県高岡郡四万十町〇〇番地〇**

住所・氏名は (候補者)

候補者届出と一致

名 **四万十 太郎**

戸籍名を記入

印

乙 住 所 **高知県高岡郡四万十町□□番地**

(名称及び代表者)

氏 名 **株式会社 〇〇〇〇 〇〇 〇〇**

印

備 考

- 1 運転手（被雇用人）が、町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記されたとおりの住所、氏名を記載し、印章についても、この契約に押印したものを使用すること。
- 2 町費負担の対象となるのは、立候補の届出の日から選挙期日の前日（無投票の場合は、無投票となった日）までの期間中の雇用につき、基準内の単価で積算した金額であること。また、同一の日につき二人以上の運転手が雇用される場合には、候補者の指定する一人に限られること。
- 3 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、運転手（被雇用人）は町長に対して請求することができないこと。

選挙運動用自動車使用契約届出書

四万十町選挙管理委員会委員長 様

届出日を記載
(告示日以降の日)

令和8年4月7日

令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名)	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

契約書と同一の内容を記載

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名)	契約内容		備考
			借入期間 等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8年4月1日	高知県高岡郡四万十町□□番地 株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○	4月7日 ～ 4月11日	75,000	
運転手の雇用	令和8年4月1日	高知県高岡郡四万十町□□番地 株式会社 ○○○○ ○○ ○○	4月7日 ～ 4月11日	48,000 円	
燃料代	令和8年4月1日	高知県高岡郡四万十町□□番地 株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○	高知 333 わ1234	50,000 円	10170円 (税込)

単価契約をした場合は契約単価を記入

自動車登録番号又は車両番号を記載

単価契約をした場合は契約の見込み額を記載

- 注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の使用を、「運転手の雇用」にあつては運転手の雇用を、「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名のある場合はこの限りではありません。
- 5 契約数に応じて行を追加してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

届出日を記載
(告示日以降の日) 令和8年4月13日

四万十町選挙管理委員会委員長 様

令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次の自動車燃料代につき、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和8年4月1日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

高知県高岡郡四万十町□□番地
株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○

契約書と同一の内容を記載

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

高知 333 わ1234

4 確認申請金額 7,500 円

金額は一致する

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	8,250円	8,250円
今回の購入金額 (b)	7,500円	7,500円
燃料代計 (a) + (b)	15,750円	15,750円
備 考		

- 注 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
 2 この申請書は、選挙用運動自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

証明日を記載
（使用の最終日以降の日） 令和 8 年 4 月 1 4 日

令和 8 年 4 月 1 2 日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （該当する方の番号に○をして ください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事 業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名	高知県高岡郡四万十町□□番地 株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○		
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 高知 333 わ 1234	令和 8 年 4 月 7 日	15,000 円	
〃	令和 8 年 4 月 8 日	15,000 円	
〃	令和 8 年 4 月 9 日	15,000 円	
〃	令和 8 年 4 月 10 日	15,000 円	
〃	令和 8 年 4 月 11 日	15,000 円	

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運営事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について、公費負担の対象となる場合は、運送事業者等は、四万十町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車
 (1) 一般旅客自動車運送事業者との
 (2) (1) 以外の場合 16,100 円
 契約書と同一の内容を記載
- 5 同一の日において一般旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定した 1 台のみについて記載してください。
- 7 5 の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合における候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、四万十町に支払を請求することはできません。

注 1 にも書いてありますが、
給油伝票の写しを忘れずに。

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

証明日を記載
(使用の最終日以降の日)

令和 8 年 4 月 1 4 日

令和 8 年 4 月 1 2 日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名		高知県高岡郡四万十町□□番地 株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 8 年 4 月 9 日	高知 333 わ 1234	5 5 0	9, 3 5 0 円	1 0 当たり
令和 8 年 4 月 11 日	高知 333 わ 1234	5 0 0	8, 5 0 0 円	1 7 0 円
		0	円	
		0	円	
合計		1 0 5 0	1 7, 8 5 0 円	

注 1 この確認書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油業者へ提出してください。)

契約書と同一の内容を記載

- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計 (当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。) に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。
- 燃料供給事業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。
- 町費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

証明日を記載
(使用の最終日以降の日) 令和 8 年 4 月 1 4 日

令和 8 年 4 月 1 2 日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	(氏名) ○○ ○○ (住所) 高知県高岡郡四万十町□□番地	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和 8 年 4 月 7 日	1 2, 0 0 0 円	
令和 8 年 4 月 8 日	1 2, 0 0 0 円	
令和 8 年 4 月 9 日	1 2, 0 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 0 日	1 2, 0 0 0 円	
令和 8 年 4 月 1 1 日	1 2, 0 0 0 円	

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が公費の支払を請求する場合は、この証明書に添付してください。
契約書と同一の内容を記載
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、四万十町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られますので、その指定した 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、四万十町に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 8 年 4 月 1 7 日

選挙期日後の日付であること

四万十町長 様

住所高知県高岡郡四万十町□□番地

氏名 (又は名称) 株式会社 ○○○○ ㊞

(法人にあつては代表者の氏名) 代表 ○○ ○○ ㊞

1 請求金額 75,000 円

公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 8 年 4 月 1 2 日執行四万十町議会議員補欠選挙

4 候補者の氏名 四万十 太郎

戸籍名を記載

5 振込先口座

口座開設金融機関名	預金の種類	口座番号
○○ 銀行 ○○ 支店	普通・当座	○○○○○○○○
フリガナ	△△△△ △△△△	
口座名義人	○○ ○○	

※ この請求について連絡先をご記入ください。

電話番号	○○○○-○○-○○○○	事務担当者	○○ ○○
------	--------------	-------	-------

注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、四万十町に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

選挙期間中の日付

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 8 年 4 月 7 日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和 8 年 4 月 8 日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和 8 年 4 月 9 日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和 8 年 4 月 10 日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和 8 年 4 月 11 日	15,000円	16,100円	15,000円	
計			75,000円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

契約書と一致

基準限度額は、
16,100円

請求書の請求金額と一致

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 8 年 4 月 2 1 日

選挙期日後の日付であること

四万十町長 様

住所高知県高岡郡四万十町□□番地

氏名（又は名称）株式会社 ○○○○ ㊞

（法人にあつては代表者の氏名）代表 ○○ ○○ ㊞

1 請求金額 17,850 円

公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 8 年 4 月 1 2 日 執行四万十町議会議員補欠選挙

4 候補者の氏名 四万十 太郎

戸籍名を記載

5 振込先口座

口座開設金融機関名	預金の種類	口座番号
○○ 銀行 ○○ 支店	普通・当座	○○○○○○○○
フリガナ	△△△△ △△△△	
口座名義人	○○ ○○	

※ この請求について連絡先をご記入ください。

電話番号	○○○○-○○-○○○○	事務担当者	○○ ○○
------	--------------	-------	-------

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、四万十町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年4月9日	高知 333 わ 1234	円 0 (170) × (55) = 9,350			
令和8年4月11日	高知 333 わ 1234	円 0 (170) × (50) = 8,500			
選挙期間中の日付		円 0 () × () =			
年 月 日	契約書と一致	円 0 () × () =			
年 月 日		円 0 () × () =			
計		17,850円	17,850円	17,850円	

注 1 (イ)の計の欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」欄には、「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第 13 号 (第 5 条関係)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 8 年 4 月 2 0 日

選挙期日後の日付であること

四万十町長 中尾 博憲 様

住所高知県高岡郡四万十町□□番地

氏名 (又は名称) 株式会社 ○○○○ ㊟

(法人にあつては代表者の氏名) 代表 ○○ ○○ ㊟

- 1 請求金額 60,000 円 公費負担の限度額以下であること
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 8 年 4 月 1 2 日執行四万十町議会議員補欠選挙
- 4 候補者の氏名 四万十 太郎 戸籍名を記載
- 5 振込先口座

口座開設金融機関名	預金の種類	口座番号
○○ 銀行 ○○ 支店	普通 当座	○○○○○○○○
フリガナ	△△△△ △△△△	
口座名義人	○○ ○○	

※ この請求について連絡先をご記入ください。

電話番号	○○○○-○○-○○○○	事務担当者	○○ ○○
------	--------------	-------	-------

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車の使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、四万十町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年4月7日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年4月8日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年4月9日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年4月10日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年4月11日	12,000円	12,500円	12,000円	
計			60,000円	

注 「請求金額」欄は、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください

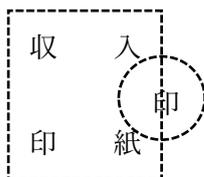
選挙期間中の日付

契約書と一致

基準限度額は、12,500円

請求書の請求金額と一致

2 選挙運動用ビラの作成



選挙運動用ビラ作成請負契約書

発注者（候補者 **四万十 太郎**）（以下「甲」という。）と請負者 **株式会社 ○○○○**（以下「乙」という。）とは、令和8年4月12日執行の四万十町議会議員補欠選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙は、これを請け負うものとする。

- (1) 規格 29.7 cm × 21 cm
- (2) 数量 1,500 枚
- (3) 納期 令和8年4月3日

法令規格内
(長さ 29.7 cm × 幅 21 cm 以内)

2

請負代金はビラ1枚につき金 **7 円 80 銭**（消費税相当額を含む。）とし、総額金 **11,700 円**とする。

3 乙は、納期内にビラを作成し、甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して請負代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により四万十町に帰属することとならない場合においては、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を町長に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日 契約は告示日前でも可能

甲 住 所 **○○○○○○○**
住所・氏名は
候補者届出と一致 (候補者)
 名 **四万十 太郎** 印

乙 住 所 **高知県高岡郡四万十町○○番地**
 (名称及び代表者) **株式会社○○○○○**
 氏 名 **代表○○ ○○** 印

備 考

- 1 ビラ作成業者（請負者）が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記されたとおりの住所、氏名等を記載し、印章についても、この契約書に押印したものを使用すること。
- 2 ビラの規格は、長さ29.7cm以内、幅21.0cm以内とすること。
- 3 町費負担の対象となるのは、法令で定める枚数（1,600枚）を、基準内の単価で積算した金額の範囲内であること。（2種類のビラを作成する場合、2種類を通じた枚数及び金額であること。）
- 4 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、ビラ作成業者（請負者）は、町長に請求できないこと。
- 5 2種類のビラを同一業者で作成する場合にあっては、1種類ごとに契約を行うこと。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

四万十町選挙管理委員会委員長 様

届出日を記載
(告示日以降の日) 令和8年4月7日

令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名)	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚 数	作成契約金額	
令和8年4月1日	高知県高岡郡四万十町〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇	1,500 枚	11,700 円	1枚当たり 単価 7円80銭
年 月 日		枚	円	
年 月 日	契約書と同一の内容を記載	枚	円	

- 注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

四万十町選挙管理委員会委員長 様

届出日を記載
(告示日以降の日)

令和8年4月7日

令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和8年4月1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
高知県高岡郡四万十町〇〇番地
株式会社 〇〇〇〇
代表 〇〇 〇〇
- 3 確認申請枚数 1,500 枚

枚数は一致

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	1,500枚	1,500枚
枚数計 (a) + (b)	1,500枚	1,500枚
備 考		

- 注
- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
 - 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
 - 4 代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成証明書

届出日を記載(告示日以降の日)

令和 8 年 4 月 1 4 日

令和 8 年 4 月 1 2 日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

契約書と同一の内容を記載

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	高知県高岡郡四万十町〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇 代表 〇〇 〇〇
作成枚数	1, 500 枚
作成金額	11, 700 円
備考	

- 注 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が公費の支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、四万十町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数の上限
- 町長 5,000 枚（再選挙においては、1,800 枚）
- 町議会議員 1,600 枚（再選挙においては、600 枚）
- (2) 限度額
- 8 円 38 銭 × (1)又は確認された作成枚数の少ない方 = 限度額

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 8 年 4 月 2 3 日

選挙期日後の日付

四万十町長 中尾 博憲 様

住所 高知県高岡郡四万十町〇〇番地

氏名 (又は名称) 株式会社 〇〇〇〇 ⑩

(法人にあっては代表者の氏名) 代表 〇〇 〇〇

- 1 請求金額 11,700 円 公費負担の限度額以下であること
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 8 年 4 月 1 2 日執行四万十町議会議員補欠選挙
- 4 候補者の氏名 四万十 太郎 戸籍名を記載
- 5 振込先口座

口座開設金融機関名	預金の種類	口座番号
〇〇銀行 〇〇支店	普通・当座	〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△△ △△△△	
口座名義人	〇〇 〇〇	

※ この請求について連絡先をご記入ください。

電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	事務担当者	〇〇 〇〇
------	--------------	-------	-------

注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を証する書類 (ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。) の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、四万十町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

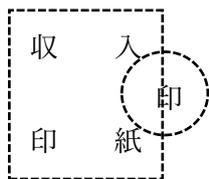
作成金額		基準限度額			
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F
7.80円	1,500枚	11,700円	8.38円	1,500枚	12,570円

請求金額		備考
単価 G	枚数 H	
7.80円	1,500枚	
金額 G×H=I		
11,700円		

選挙運動用ビラ作成確認書の確認枚数と同じ
(1,600枚以内)

- 注
- 1 E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 - 2 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 3 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

3 選挙運動用ポスターの作成



選挙運動用ポスター作成請負契約書

発注者（候補者 **四万十 太郎** ）（以下「甲」という。）と請負者 **株式会社 ○○○**

（以下「乙」という。）とは、令和8年4

月12日執行の四万十町議会議員補欠選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙は、これを請け負うものとする。

(1) 規格 **42** cm × **40** cm

(2) 数量 **300** 枚

(3) 納期 **令和8年4月3日**

告示日前でも可能ですが
契約日以降

2 請負代金は、ポスター1枚につき金 **700** 円（消費税相当額を含む。）とし、総額金 **210,000** 円とする。

3 乙は、納期内にポスターを作成し、甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して請負代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により四万十町に帰属することとならない場合においては、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を町長に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

契約は告示日前でも可能

住所・氏名は
候補者届出と一致

所 **高知県高岡郡四万十町○○番地**
(候補者)
名 **四万十 太郎** 印

乙 住 所 **高知県高岡郡四万十町○○番地**
(名称及び代表者)
氏 名 **株式会社 ○○○○ 代表 ○○ ○○** 印

備 考

- 1 ポスター作成業者（請負者）が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記されたとおりの住所、氏名等を記載し、印章についても、この契約書に押印したものを使用すること。
- 2 町費負担の対象となるのは、選挙区のポスター掲示場数の1.2倍以内の枚数につき、基準内の単価で積算した金額であること。
- 3 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、ポスター作成業者（請負者）は、町長に請求できないこと。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

四万十町選挙管理委員会委員長 様

届出日を記載
(告示日以降の日)

令和8年4月7日

令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次のとおりポスターの作成の **契約書と一致** します。

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名)	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年4月1日	高知県高岡郡四万十町〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇 代表 〇〇 〇〇	300枚	210,000円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

- 注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

届出日を記載
(告示日以降の日)

令和8年4月7日

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

四万十町選挙管理委員会委員長 様

令和8年4月12日執行四万十町議会議員補欠選挙

候補者 四万十 太郎

次のポスター作成枚数につき、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和8年4月1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 ○○○○
高知県高岡郡四万十町○○番地
代表 ○○ ○○
- 3 確認申請枚数 300 枚

枚数は一致

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	300枚	300枚
枚 数 計 (a) + (b)	300枚	300枚
備 考		

- 注
- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
 - 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
 - 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行後(納期後)の日付	令和 8 年 4 月 1 4 日
令和 8 年 4 月 1 2 日執行四万十町議会議員補欠選挙	
候補者 四万十 太郎	

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	高知県高岡郡四万十町〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇 代表 〇〇 〇〇
作 成 枚 数	3 0 0 枚
作 成 金 額	2 1 0, 0 0 0 円
当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数	2 4 7 箇所

- 注 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類 (ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。) の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が公費の支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、四万十町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数の上限及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数の上限
 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数 × 1.2 枚
 10 枚未満の端数は、その端数を 10 枚とします。

(2) 限度額

$$\frac{50,000 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は切上げ)}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 8 年 4 月 2 4 日

選挙期日後の日付であること

四万十町長 中尾 博憲 様

住所 高知県高岡郡四万十町〇〇番地
氏名 (又は名称) 株式会社 〇〇〇〇 ⑩
(法人にあっては代表者の氏名) 代表 〇〇 〇〇

- 1 請求金額 210,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 8 年 4 月 1 2 日 執行四万十町議会議員補欠選挙
- 4 候補者の氏名 四万十 太郎
- 5 振込先口座

公費負担の限度額以下であること

戸籍名を記載

口座開設金融機関名	預金の種類	口座番号
〇〇銀行 〇〇支店	普通・当座	〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△△ △△△△	
口座名義人	〇〇 〇〇	

※ この請求について連絡先をご記入ください。

電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	事務担当者	〇〇 〇〇
------	--------------	-------	-------

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書、選挙運動用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類 (ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。) の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、四万十町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作成金額		基準限度額			
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F
247箇所	700円	300枚	210,000円	790円	300枚	237,000円

請求金額			備考
単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
700円	300枚	210,000円	

選挙運動用ポスター作成枚数確認書の確認枚数と同じ

注 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$50,000 \text{ 円} + 586 \text{ 円} \times 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} = \text{単価} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

ポスター掲示場数

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

